

判例紹介

「スリップ事故と道路管理瑕疵」

北海道開発局建設部 建設行政課企画係長

佐々木 齋

1 はじめに

我が国の地形・気象等の自然条件は、道路整備や道路管理にとって非常に厳しいものであり、特に積雪量が多く寒冷度の甚だしい地域である北海道においては、降積雪による道路幅員の減少、滑りやすい凍結路面の出現等による通行車両の走行速度低下など、冬期間における道路交通への影響、生活・経済活動へ与える影響は非常に大きなものとなっています。

道路管理者としては、冬期間においても安全・円滑で快適な道路交通ネットワークを確保するため、機械による迅速で効率的な除雪及び凍結防止剤の散布による路面管理の強化を図っています。

2 スリップ事故に係る国家賠償の状況

上記のように道路管理者は路面管理の強化を図っていますが、スリップ事故は発生しており、国家賠償を求められるケースもあります。

全国的にみると、スリップ事故（凍結によるスリップ、路面水に起因するスリップ、鉄蓋上のスリップ等を含む。）に係る判決、示談等の件数は、平成5年度から平成9年度の累計によると115件（うち示談による解決が112件）となっています（「平成9年度道路管理瑕疵実態調査結果」建設省道路局とりまとめ）。



3 判例紹介

(1) 山形国道47号

スノーシェッド内凍結スリップ事件

山形地裁 昭和51年7月19日（無責）確定

(事故の概要)

雪寒道路に指定されている国道を後輪（普通タイヤ）にタイヤチェーンを装着し、時速50～60で走行していた原告車が、スノーシェッド内においてスリップを起こしてセンターラインを越えて山側鉄柱に衝突し、続いて前方から走行してきた訴外車と衝突した。

(要旨)

道路の管理の瑕疵とは、道路が円滑かつ安全な交通確保のための通常必要な構造を欠き、あるいは安全な状態に維持保全されていないことをいうと解される。

本件国道の置かれた地理的、気象的条件の下では冬期間常時道路上から完全に圧雪、凍結状態を排除することは本件事故当時の除雪、凍結防止技術では不可能であり、特に危険な箇所について気象状況、時間（夜間、早朝）等に応じて凍結防止措置を講ずれば冬期間の道路管理者としては十分である。それ以上は、運転者の慎重な運転操作に期待することによってスリップ事故等の防止を図ることもやむをえないところ、本件についてはむしろ原告の無謀な運転が原因となっていると考えられ、道路管理者には当該道路の管理につき瑕疵はない。



(2) 京都府道凍結スリップ事件

京都地裁 昭和 48 年 6 月 26 日 (有責) 過失なし

大阪高裁 昭和 50 年 9 月 26 日 (無責)

最高裁 昭和 51 年 6 月 24 日 (無責) 上告棄却

(事故の概要)

午前 8 時 30 分頃、大型貨物自動車³が時速 25 km で走行中、先行車が停車準備のため制動しているのを認めながら減速をせず、約 28 m 程先で先行車が停車したのを認め、あわてて停車しようとして急制動の措置をとったため、降積雪のため凍結していた道路を滑走し歩行者に衝突し、死亡させた。

(最高裁判決要旨)

高裁判決の判断は正当として是認できる。

(高裁判決要旨)

道路はあらゆる交通上の危険に対処しこれを防止しうる絶対的安全性を具えていることが望ましいには違いない。しかし、道路は所詮社会生活に欠かせない施設の一つに過ぎないのであるから、他の生活必需施設との関係やこれを設置し管理する主体の財政的、人的物的制約等を考慮すれば、これを利用する者の常識的秩序ある利用方法を期待した相対的安全性の具備をもって足りる。

積雪が路面に凍結し滑りやすい状態となっていることは、道路そのものの欠陥とはいえないが、路上の交通にとって極めて危険であるから、通行者は勿論、道路を常時良好な状態に保ち交通に支障を及ぼさないよう努力すべき行政上の責務を負う道路管理者にとっても無関心では済まされない。

雨、風、雪等自然現象は通行の安全を害する作用をする場合のあることも確かであるが、どのような程度において交通の安全を害する危険性を持つに至ったというべきかの判断、また、そのような危険性を帯びた自然現象がいつ発生するかの日時の予知は困難であるのみならず、これらの自然現象による危険状態は通常広範囲な地域に一時的に作用し、しかもある時間を過ぎれば消退するという一過性のものであることが多い。

そしてそれに対処する方法として降雪の場合をとれば、道路自体に融雪機能を具えることは現代

の科学技術の水準、財政事情によりみて一般的に困難なことであり、可能なことは人為的に除雪するか、融雪剤を散布する等の方法によることが考えられるに過ぎない。したがって自然現象として道路交通の安全を害する危険性及びその時期を察知し難く、その作用が一過的に広域に及び、しかも時たましか起こらない降雪現象に対し、これが一般に積雪地帯と言われる地域の道路とか、最低速度制限のある高速道路とかの特殊の目的を持つ道路の場合のほか、一般道路については人為的に除雪すとか、融雪剤を散布する等の方法によって除雪又は融雪することにより道路通行上の危険を排除し安全性を保持することを義務づけることは適当でなく、このような場合はむしろ道路通行の安全性はこれを利用する通行者の利用態度にこれを負わすべきである。

当地方は特に積雪地帯ではなく、本件程度の積雪凍結状態である限り道路管理者に常時路面の凍結解消措置をとるべきことを義務づけることはできず、道路通行者が車両にチェーンを取り付ける等の個々人の注意義務によって交通上の危険を防止すべきである。

4 おわりに

上記判決を含む諸判決は、路面凍結の一事が管理責任の根拠とされるのでなく、管理者の管理態勢つまり路面凍結にもとづく危険を除去するため、有効かつ適切な措置を講じたかを瑕疵認否の判断要素とし、併せて道路管理者の財政的、人的物的制約等を考慮し、道路を利用する者の常識的秩序ある通行方法、態度等の安全確保義務をも勘案しているようです。

路面凍結は、地理的気象的条件によっては必然的に生じるものであり、発生それ自身は阻止しがたい自然現象で、冬期の北国は日常的にこれが発生しています。道路管理者の安全に対する注意をもってしても、これを利用する者の無謀な又は通常予期し得ない方法で通行した場合には、通行者の責任であるとするのが社会的常識ではないでしょうか。